

産業廃棄物の受入方法や維持管理方法に  
ついて記載した計画書

## 1. 維持管理に関する計画

### (1) 飛散、流出及び悪臭防止

- 1) 搬入された産業廃棄物が飛散、流出又は悪臭を拡散させないように、廃棄物が露出しない状態まで覆土を施します。  
また、通常の作業として、覆土20cm（腐敗物の場合は50cm覆土）の即日覆土、廃棄物3m毎50cmの中間覆土、埋立完了時には、最終覆土100cmを行うものとしします。
- 2) 搬入時に車両に覆いを取り付ける等の飛散、流出対策を行います。
- 3) 悪臭防止対策としては、適時消臭剤の散布を行います。
- 4) 埋立地に廃棄物を搬入した車輛が車体やタイヤ等の土砂や廃棄物が付着したまま公道へ出るのを防ぐために、洗車場を設置致します。
- 5) 悪臭があまりにひどい状況であるならば、受入の拒否等の対応を行います。

### (2) 火災発生防止対策

- 1) 火災発生を未然に防止するために、最終処分場及び浸出水処理施設等の建物内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立札等を主要箇所に設置し注意を払います。
- 2) 消火器等の消火設備には、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるように年1回の定期点検を行います。
- 3) 万が一火災発生時には、直ちに消防署へ通報すると共に、消火器、消火用覆土及び防災調整池を使用して、消火にあたります。

### (3) 害虫等の発生防止

- 1) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の整理整頓及び清掃に努めます。
- 2) 最終処分場に関しては、害虫の発生する様な廃棄物が搬入された場合は、廃棄物が露出しないように、適切に覆土（50cm）及び葉液散布等を行うものとしします。
- 3) カラス等の飛来防止に努めますが、\*事前に現状把握を行ないます。  
※目視により、飛来数を確認する方法です。確認結果を添付します。

### (4) 騒音、振動及び粉じん防止

計画施設規模、内容による騒音、振動が周辺的生活環境に支障を及ぼすことはないと考えます。天候により場内での粉じんが発生するような時は、\*散水車により水散布し防塵に努めます。最終処分場で粉じんが発生することが予想される、ばいじん等が大量に搬入された場合は、迅速に覆土を施し周辺への飛散防止に努めます。

※散水車の水の確保は、敷地内に削井工事で井戸の設置して水の確保致します。

現状把握として行った調査である。

調査方法は、午前と午後の一定時間に予定敷地内の3箇所で定点観測を実施し、予定敷地内に飛来又は生息している鳥類を観測したものである。

観測したカラスは全て飛来してきたもので、予定敷地内に生息しているものではなかった。

小動物観察は午前10時から12時の間、予定敷地内を3区分し各踏査確認を行ったが、固体の確認はなかった。

別添資料として、観測位置図を示す。

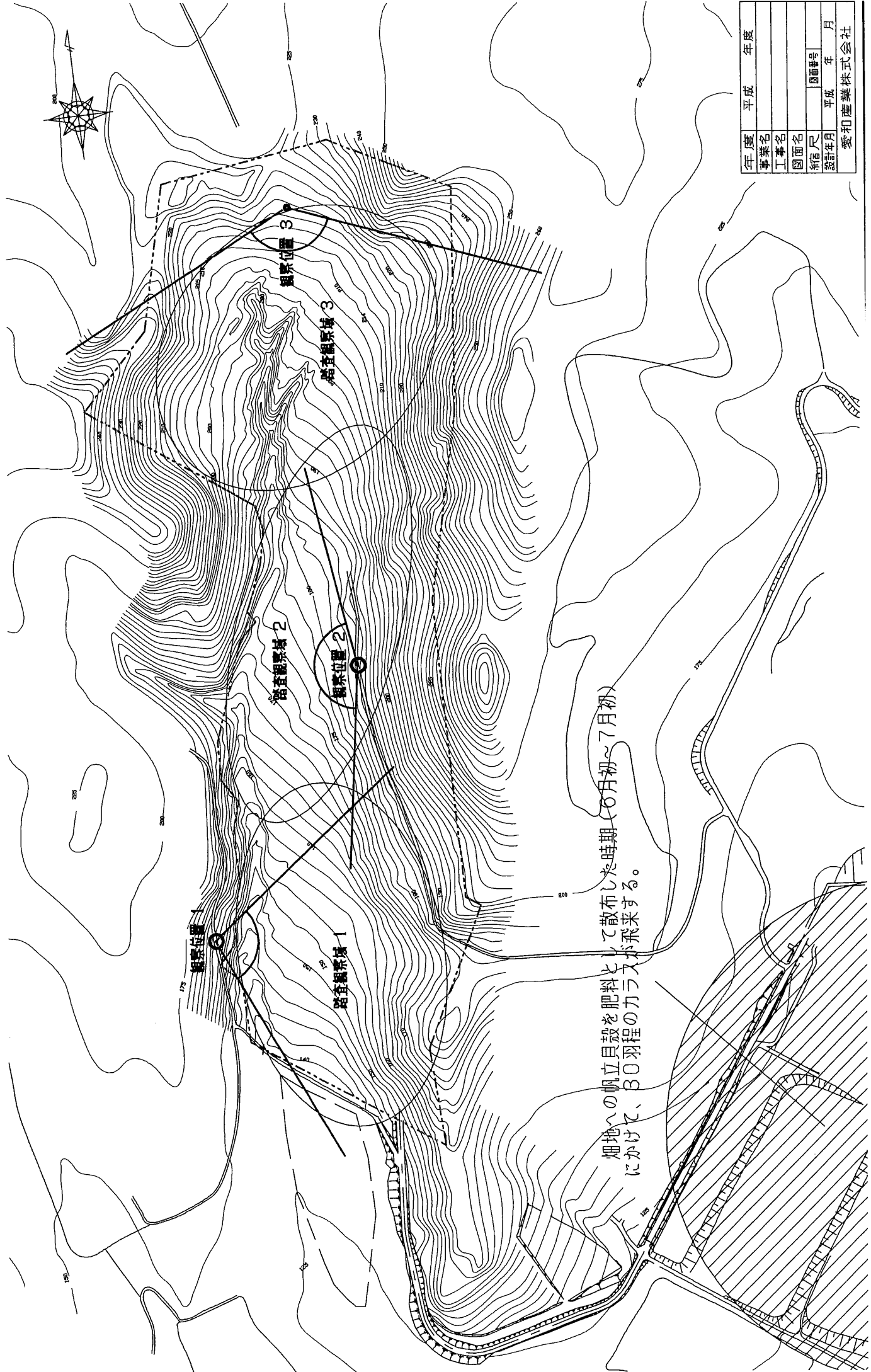
### 小動物及び鳥類観察結果

		観測地点 1	観測地点 2	観測地点 3	備 考
平成17年 9月27日 (薄曇り)					
午前	8:00～ 9:00	カラス 1羽	カラス 1羽	カラス 0羽	
午後	3:00～ 5:00	カラス 0羽	カラス 0羽	カラス 3羽 (上空通過)	通過方向は 東から西へ の移動
計	カラス	樹木上での確認数 計 2羽 上空通過数 計 3羽			
平成17年10月11日 (晴れ)					
午前	8:00～ 9:00	カラス 0羽	カラス 0羽	カラス 1羽	
午後	3:00～ 4:00	カラス 4羽 (上空通過)	カラス 1羽	カラス 0羽	通過方向は 東から西へ の移動
計	カラス	樹木上での確認数 計 2羽 上空通過数 計 4羽			
平成17年10月26日 (晴れ)					
午前	8:00～ 9:00	カラス 1羽 (上空通過)	カラス 1羽	カラス 0羽	通過方向は 東から西へ の移動
午後	3:00～ 4:00	カラス 2羽 (上空通過)	カラス 0羽	カラス 0羽	通過方向は 東から西へ の移動
計	カラス	樹木上での確認数 計 1羽 上空通過数 計 3羽			

近隣畑地で6月初から7月初にかけて、帆立の貝殻を肥料として散布したことにより、カラスが30羽程飛来した時期があったことを追記する。(別添資料に位置を示す)

動物及び鳥類観察位置図

S=1:5,500



年度	平成	年度
事業名		
工事名		
図面名		
新縮尺	図番号	
設計年月	平成	年 月
愛和産業株式会社		

## (5) 雨水等の流入防止

最終処分場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠設備の機能を維持するため、堆積した土砂等の速やかな除去や破損箇所の修復を行います。

## (6) 搬入道路の安全、衛生の確保等

- 1) 搬入道路では道路事情等の理由により交通整理を必要とする場合は、誘導員を配置し、安全の確保を図ります。
- 2) 高等学校前の町道には立札を設置し、搬入車輛の通行禁止に努め、注意書配布し協力を求めます。
- 3) 搬入道路は、常に清掃に努めると共に必要に応じ補修等を端野町と協議し円滑な交通確保に努めます。

## (7) 場内道路及び廃棄物の投入方法について

場内道路は、埋立地内に設けられた廃棄物搬入通路であり、埋立の進捗に伴い廃棄物上を利用するものとなります。

当初は道路設置（整備）を行い、幅員は $W=6.00\text{m}$ とする。

廃棄物の投入方法については、廃棄物を水平に敷均し、ブルドーザないしコンパクタ等で転圧をし、その上に覆土を水平に実施して互層を形成させるものをサンドイッチ方式（通常）とする。サンドイッチ方式を図-1に示した。

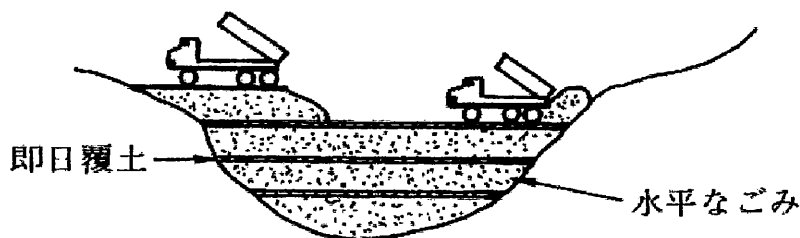


図-1 サンドイッチ方式

## (8) 記録の閲覧（規則第12条の7の2関係）

- 1) 維持管理に関する記録は各月毎の結果を翌月の末日までに備え置き廃止するまで閲覧に供する。  
(但し、記録の保存期間は最終処分場は施設を廃止するまでの間)
- 2) 正当な理由なしに閲覧を拒まない。

(9) 記録する事項（規則第12条の7の3関係）

1) 産業廃棄物最終処分場の場合

埋立てた産業廃棄物の種類及び数量	埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量を記録します。
擁壁等の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
遮水工の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
地下水等・放流水の水質検査	採取した場合、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果を記録します。
浸出水調整池の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 異常が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
浸出水処理設備の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 異常が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。

(10) 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入される産業廃棄物は、当該処分場で処理できる種類以外のものの混入を未然に防止するため、次のように管理します。

- 1) 処分できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするため、排出事業者及び収集運搬業者との打合せを密にし、多様化する廃棄物の内、特別管理産業廃棄物等の除去を実施する。
- 2) 搬出事業者並びに産業廃棄物の種類、性状及び特性を契約書、マニフェスト等で確認するとともに、これらが不明の場合は当該廃棄物を受け入れない。
- 3) 搬出業種等によっては、検査結果（計量証明書）を求めます。提出しなければ、受入を拒否します。

又、受入後、廃棄物が疑わしい場合は、当社が検査を実施します。

#### (11) 機能検査等（機能検査等のマニュアルを別紙の通り）

施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に点検及び機能検査を行います。

日常的な点検の他に技術管理者による定期的な機能点検及び機能検査を月1回行います。

日常的は目視及び処理施設の計器類による点検を主とし、機能検査は水質の分析結果により必要と考えられる箇所(point)の点検や消耗品の点検を重点としたものとし、補修や部品等の交換の記録を保管します。

#### (12) 浸出水処理施設について

浸出水処理施設の性能の低下を防止するため、定期的に搬出される処理水に関し、水質検査項目②に示す内容の検査を行い、処理施設が正常に機能していることを確認します。放流水検査と合わせて原水濃度についても検査を行い、浄化に係る知見を集積致します。

また、浸出水調整池においては、渇水期において、堆積物の清掃及び腐食や破損についての毎日の点検を行います。調整池の漏洩防止の点検として、スタッフ等により水位を測定し、記録致します。

冬季間における凍結防止は、石油ストーブ等で採暖を行い、凍結防止をします。

又、ボイラーで浸出水の温度低下等の対策をします。

#### (13) 異常事態への対応

水質検査の数値異常等に対して、放流水は、直ちに放流を停止し、緊急点検を行い点検した結果を支庁、町、その他関係機関への連絡を行い、生活環境保全上必要な措置を講じます。

地下水の水質検査結果が環境基準を超過した場合も、網走支庁環境生活課に連絡致し、必要な措置を講じます。

#### (14) 事故の防止及び防災対策

作業等に伴う事故の発生を未然に防止するための巡視、監視及び点検を実施するとともに、台風、地震又は大雨等により浸出水が飛散又は流出しないように必要な措置を講じます。

想定外な大雨時の一時的な浸出水の増加に対しては、最終処分場と浸出水処理施設の中間に汚水調整池を設け、浸出水の調整を行うとともに、調整池による浸出水量の調整範囲を超えた場合は、最終処分場から調整池へとつなぐ管の流量を調整する事により浸出水処理施設の処理量 $55\text{m}^3/\text{日}$ にします。

また、原水BOD、SSの水質検査を行い、一時的に原水水質BOD $1070\text{mg}/\ell$  SS $300\text{mg}/\ell$ を超えた場合は、処理水量を $35\text{m}^3/\text{日}$ 以下に減らすことにより滞留時間を長くすることと返送汚泥比をあげることで原水濃度を減少することで一時的な処置をします。また、異常な場合は、補修等を行います。

移送ポンプピット内のポンプで流量調整を行います。

移送ポンプピット天端高（EL202.86m）、埋立地底面最下高（EL196.55m）との高低差が $H=6.31\text{m}$ 確保されることにより貯溜能力を有する事によりなっております。

(15) 作業時間

作業時間は、原則としては午前8時から午後5時までの9時間とします。

(16) 境界柵

本計画は、産業廃棄物処理施設の敷地境界を明確にするのと周辺からの進入者の立入を防止するために侵入防止柵を設置します。

但し、浸出水調整池のみ転落防止柵(ネットフェンスH=1.20m)を設置します。

また、産業廃棄物処理施設の敷地境界を明確にするために、境界柵を設置する予定であります。

(17) 遮水工の使用開始前の検査方法及び

使用開始後の点検方法 (遮水シート施工要領書による)

1) 遮水工の使用開始前の検査方法について

遮水工の使用開始前の検査方法については、遮水シート・不織布・遮光性マット工場製品検査(材質、幅、厚み、目付量、引張強度、引裂強度)を行うことと現場溶着部検査(加圧検査・真空箱検査・検査棒検査)の品質管理を行います。

現場溶着部検査は、必ず全数を事業者自らも立会いのもと検査を行い、施工状況を確認を行う。

2) 遮水工の使用開始後の点検方法について

遮水工の使用開始後の点検方法については、①～⑤の以下について把握が必用である。

- ① 遮水工の損傷の有無
- ② 遮水工の損傷の原因
- ③ 遮水工の損傷の範囲
- ④ 遮水工の補修の必要性、緊急度
- ⑤ 遮水工の補修の方法

これらを踏まえて、a) 日常点検 b) 集中点検 c) 臨時点検の維持管理を行います。

a) 日常点検

日常点検は周辺の環境に影響を及ぼさず埋立を行うために、遮水工の損傷防止及び損傷箇所早期発見を目的とする。又、損傷が認められた場合でも緊急を要しない場合は日常点検を続け、損傷の原因や補修の緊急性を判断します。

b) 集中点検

集中点検は遮水工に変状のあることが判明し、原因が不明な場合や補修の必要性がある場合、原因究明や補修までの期間、集中して調査、点検を行います。

c) 臨時点検

地震、大雨、大雪等があった時に、遮水工に変状がないかどうかを日常点検とは別に、追加して点検を実施します。



## (18) 維持管理積立制度

本管理型最終処分場の長期にわたる適正な維持管理を確保するために  
当社は、埋立終了後に必要な維持管理費用を環境事業団に積み立てます。  
(廃棄物処理法第15条の2の3 平成10年6月17日以降設置管理型最終処分場)

維持管理積立金の算定基準

【規則4条の9及び第12条の7の5関係】

算定式

$$A = C \times r / R - T$$

A：当該年度の積立金

C：埋立必要な額

r：埋立後の年度末までの月数

R：埋立開始から埋立終了までの予定月数

T：前年度までの積立金

## (19) 搬入車両に係る粉じんや廃棄物の飛散等の防止

道路管理者と協議しながら看板・標識を設置し、書面による搬入する運搬処理業者への指導の徹底、道路パトロール等を行い、他の道路通行もできるように指導します。

又、走行マナーの悪い搬入する運搬処理業者には受入拒否も辞さずという強い姿勢で指導します。





産業廃棄物の受入、維持管理方法

産業廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準 (維持管理基準の手法等)

No.1

最終処分基準省令で定める維持管理基準の内容	会社の具体的な維持管理基準の手法と内容	頻度
1.埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第1号)	産業廃棄物が露出しない状態に覆土、転圧締固め等の処理を行う。	適時
2.最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第2号)	産業廃棄物が露出しない状態に覆土、消臭剤の散布等の処理を行う。	適時
3.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え置くこと。 (第1条第2項第3号)	消火器・防火調整池や消火用覆土を配置する。 消火器等消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるように年1回の点検整備を行う。	常時
4.ねずみが生息し、及び蚊、はえそその他害虫が発生しないよう薬剤の散布の他に必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第4号)	衛生害虫等により最終処分場の周辺の生活環境に支障をきたさないようにするため、覆土及び薬剤散布等の適正な処置をし、構内の衛生を保持する。	適時
5.埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止すること。 (第1条第2項第5号、第2条第2項第1号イ、第2条第2項第2号イ)	産業廃棄物処理施設内は関係者以外は立ち入り禁止であり、埋立地(民有地)周辺からの侵入者は原則ないと判断するも、立札や侵入防止柵を適正設置する。 浸出水調整池や防災調整池の周辺には転落防止の柵を設置する。	常時
5-1.閉鎖された埋立地の範囲を明らかにしておくこと。 (第1条第2項第5号)	閉鎖した埋立地は植樹し林地とするが、埋立処分地範囲を明確にするため木杭等で範囲を明示する。	閉鎖後
6.産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第6号)	立札看板は処分場の出入口に設置する。立札看板等の前には物を置くなどして表示が見えなくなることがないように注意し、立札看板が汚損や破損した場合は、速やかに補修し復旧する。	常時
7.擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあること認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第7号)	表示事項に変更が生じた場合は速やかに書換えの措置を行なう。 擁壁等地上に現れている部分に対する目視確認(ひび割れ・孕み・沈下等)は定期的な点検する。 土堰堤等損壊の恐れがあること認められた場合は、直ちに補修等の必要な措置を講じる。	常時
8.埋立てる産業廃棄物の荷重その他予測される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に表面を砂その他の物により覆うこと。 (第1条第2項第8号)	産業廃棄物埋立前に底部遮水工の表面を保護砂で覆い、層等の保護材となる物から埋立する。 遮水工の法面部分は埋立に合わせて、不織布等保護材で保護し埋立を行なう。	適時
9.遮水工を定期的に点検し、その遮水効果低下するおそれがあること認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第9号)	遮水工の点検は、表面に現れている部分は視認で遮水シートや不織布の損傷や劣化を確認点検する。 又、接合部も合わせて点検確認し、損傷のある場合は速やかに修復等を行なう。	適時
10.埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行なう。 (第1条第2項第10号イ、第2条第2項第9号ハ(1))	水質検査を行う地下水は、最終処分場下流の地下水を採取検査し、漏水の有無を確認できるように実施する。比較は、上流観測井1箇所と下流観測井2箇所を設置し観測井から地下水を採取し検査比較し、上流観測井の地下水が採取される場合には、検査比較をする。上流観測井が採取できなければ下流観測井2箇所を採取を行なう。 埋立処分開始前に、地下水採取し地下水検査項目や電気伝導率と塩化物イオンを、事前に検査し記録する。	埋立処分開始前 1回
(1)埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。 ※地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合には、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。		
(2)埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。 (第1条第2項第10号ロ、第2条第2項第2号ハ(2))	埋立処分開始後、地下水を採取し地下水等検査項目を検査し、かつ記録する。	埋立処分開始後 年1回

産業廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準(維持管理基準の手法等)

頻度	種類	内容
埋立処分開始後 月1回	会社の具体的な維持管理基準の手法等と内容	埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度の両方を、埋立開始前、開始後の水質変動を十分に把握できるものを選定して測定する。かつ、記録する。
異常後は即時		(3)埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (第1条第2項第10号ハ) (4)測定した電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。
即時		11.地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。 (第1条第2項第10号ニ) (第1条第2項第11号、第2条第2項第2号ニ)
適時		12.調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがある場合においては、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第13号)
適時		13.浸出液処理設備の維持管理は、次のとおり行うこと。 (第1条第2項第14号)
埋立処分開始後 月1回、年1回		(1)放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。
即時		(2)浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
適時		(3)放流水の水質検査を次のとおり行うこと。 ①排水基準等に係る(2)の項目を除くについて、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ②水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかでない項目は1年に1回以上測定し、かつ記録すること。 15.処分場周囲に敷設された地表水が埋立地へ流入するのを防止することができず、開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第15号)
埋立処分開始後 年1回		16.通気設備を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 (第1条第2項第16号) ※鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場には適用されない。
埋立処分開始後 月1回		電気伝導率又は塩化物イオン濃度が埋立処分開始前と比較して明らかに上昇するなどの異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行い、かつ、記録する。 水質の悪化が認められた場合は、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して、地下水等検査項目の濃度を比較確認する。 地下水等の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査を実施、新たな廃棄物の搬入を中止し、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。又、地下水等の水質悪化が認められたことを支庁、町に速やかに連絡し、指示に従う。地下水等の水質検査の結果について、環境基準を超過した場合も網走支庁環境生活課に連絡します。 調整池の点検は、目視により調整池の電位や漏水等の有無の点検を行い、異常が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行う。 浸出液処理設備の機能の点検は、ポンプ等により水位を測り記録します。 改良、補充等の必要な措置を講ずる。
埋立処分開始後 月1回、年1回		放流水の水質検査を行い、総理府令に定める排水基準に適合するように管理運営する。 放流水の水質検査結果が、排水基準等を超過していれば、直ちに放流中止し、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。 原因が不明な場合は、直ちに廃棄物の搬入や埋立、水処理施設からの放流を停止する。 浸出液処理設備を常時点検し、異常な浸出液量や質、予測不可能な天候異常時等や処理機能の欠如や処理方式の不都合を監視する。 処理水及び施設に異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
即時		排水基準等に係る(2)の項目を除くについて、1年に1回以上測定し、かつ、記録する。 水質検査の結果、前回に行った検査結果と比較して著しく濃度が上昇している等の変動が確認された場合には、再検査や検査頻度を増やし記録し、原因解明に努める。
埋立処分開始後 年1回		水素イオン濃度、BOD、SS、窒素について1月に1回以上測定し、かつ、記録する。 水質検査の結果、前回の検査結果と比較して著しく濃度が上昇している等の変動が確認された場合には、調査頻度を増やし、記録し原因解明に努める。
適時		開渠等の維持管理は、開渠等設備から草木等を除去し、常に良好な状態を保つ。 開渠等に堆積した土砂の除去等の維持管理を速やかに行うため、必要に応じて通路の設置やその他の開渠等への到達を容易にするための措置を講ずる。
適時		埋立地内の法面形状に沿って通気装置として、ガス抜き管を設置する。 埋立地面積が広い法面に設置した通気装置の他に、埋立地内には堅固なガス抜き管を設置する。 発生したガスの性状及び発生量に応じて、適正な処理を講ずる。

水質検査項目 ①

地下水の検査項目

○:測定開始 -:測定しない

区分	検査項目	測定回数			
		埋立開始	埋立期間中～廃止迄		
		前1回	月1回	年1回	
健	アルキル水銀	○	-	○	
	総水銀	○	-	○	
	カドミウム	○	-	○	
	鉛	○	-	○	
	六価クロム	○	-	○	
	砒素	○	-	○	
	全シアン	○	-	○	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	-	○	
	トリクロロエチレン	○	-	○	
康	テトラクロロエチレン	○	-	○	
	ジクロロメタン	○	-	○	
	四塩化炭素	○	-	○	
	1,2-ジクロロエタン	○	-	○	
	1,1-ジクロロエチレン	○	-	○	
	項	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	-	○
		1,1,1-トリクロロエタン	○	-	○
		1,1,2-トリクロロエタン	○	-	○
		1,3-ジクロロプロペン	○	-	○
テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)		○	-	○	
目		2,4-ジクロロ-1,6ビス(エチルアミノ).S.トリアジン(シマジン)	○	-	○
		ベンゼン	○	-	○
		セレン	○	-	○
		S-4-クロロベンゾール=N,N-ジエチルデオカルバマート(チオベンカルブ)	○	-	○
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	-	○	
	ふっ素	○	-	○	
	ほう素	○	-	○	
	ダイオキシン類	○	-	○	
	その他	電気伝導率	○	○	-
塩化物イオン濃度		○	○	-	

水質検査項目 ②

放流水の水質検査項目

○:測定開始 -:測定しない

区分	検査項目	測定回数	
		埋立開始	
		後年1回	後月1回
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	-	○
	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	○
	浮遊物質(SS)	-	○
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	○	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	○	-
	フェノール類含有量	○	-
	銅含有量	○	-
	亜鉛含有量	○	-
	溶解性鉄含有量	○	-
	溶解性マンガン含有量	○	-
	クロム含有量	○	-
	フッ素含有量	○	-
	大腸菌群数	○	-
	窒素含有量(T-N)	-	○
リン含有量(T-P)	-	○	
健康項目	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	-
	アルキル水銀化合物	○	-
	カドミウム及びその化合物	○	-
	鉛及びその化合物	○	-
	六価クロム及びその化合物	○	-
	砒素及びその化合物	○	-
	シアン化合物	○	-
	PCB	○	-
	有機リン化合物	○	-
	トリクロロエチレン	○	-
	テトラクロロエチレン	○	-
	ジクロロメタン	○	-
	四塩化炭素	○	-
	1,2-ジクロロエタン	○	-
	1,1-ジクロロエチレン	○	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	-
	1,1,1-トリクロロエタン	○	-
	1,1,2-トリクロロエタン	○	-
	1,3-ジクロロプロペン	○	-
	チウラム	○	-
	シマジン	○	-
	チオベンカルブ	○	-
	ベンゼン	○	-
	セレン及びその化合物	○	-
	ほう素及びその化合物	○	-
	ふっ素及びその化合物	○	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	-
	ダイオキシン類	○	-

水質検査項目 ③

保有水の水質検査項目

区分	検査項目	測定回数			
		埋立期間中		埋立終了後	
		月1回	年1回	6ヶ月1回	3ヶ月1回
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	○	-	-	○
	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	-	-	○
	浮遊物質(SS)	○	-	-	○
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	-	○	○	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	-	○	○	-
	フェノール類含有量	-	○	○	-
	銅含有量	-	○	○	-
	亜鉛含有量	-	○	○	-
	溶解性鉄含有量	-	○	○	-
	溶解性マンガン含有量	-	○	○	-
	クロム含有量	-	○	○	-
	フッ素含有量	-	○	○	-
	大腸菌群数	-	○	○	-
	窒素含有量(T-N)	○	-	○	-
	燐含有量(T-P)	○	-	○	-
	健康項目	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	○
アルキル水銀化合物		-	○	○	-
カドミウム及びその化合物		-	○	○	-
鉛及びその化合物		-	○	○	-
六価クロム及びその化合物		-	○	○	-
砒素及びその化合物		-	○	○	-
シアン化合物		-	○	○	-
PCB		-	○	○	-
有機燐化合物		-	○	○	-
トリクロロエチレン		-	○	○	-
テトラクロロエチレン		-	○	○	-
ジクロロメタン		-	○	○	-
四塩化炭素		-	○	○	-
1,2-ジクロロエタン		-	○	○	-
1,1-ジクロロエチレン		-	○	○	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	○	○	-
1,1,1-トリクロロエタン		-	○	○	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	○	○	-
1,3-ジクロロプロペン		-	○	○	-
チウラム		-	○	○	-
シマジン		-	○	○	-
チオベンカルブ		-	○	○	-
ベンゼン		-	○	○	-
セレン及びその化合物		-	○	○	-
ふっ素及びその化合物		-	○	○	-
ほう素及びその化合物		-	○	○	-
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	○	-	
ダイオキシン類	-	○	○	-	



維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持	産業廃棄物の受入方法	別紙添付－産業廃棄物の受入方法や維持管理方法について記載した計画書		
	施設作業時の維持管理方法	別紙添付－産業廃棄物の受入方法や維持管理方法について記載した計画書		
管理方法	施設整備・点検の頻度	※維持管理基準に即した内容とすること。 施設整備については、日常的な整備点検を行い、定期的な機能点検及び機能検査を月1回技術管理者が行います。		
	維持管理に関する記録及び閲覧方法	別紙詳細は、「維持管理に関する記録及び閲覧方法」のとおり		
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	—	—	
	硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /hr)	—	—	
	窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )	—	—	
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	—	—	
	ダイオキシン類 (pg/L)	—	—	
放流水の水質	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	※詳細については、産業廃棄物の受入方法や維持管理方法について記載した計画書に添付しています。
	生物化学的酸素要求量BOD (mg/L)	20	20	
	浮遊物質SS (mg/L)	10	10	
	窒素含有量T-N (mg/L)	30	30	
	全磷T-P (mg/L)	4	4	

## 1. 維持管理に関する記録及び閲覧方法について

### (1) 記録する事項（規則第12条の7の3関係）

#### 1) 産業廃棄物最終処分場の場合

埋立てた産業廃棄物の種類及び数量	埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量を記録します。
擁壁等の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
遮水工の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
地下水等・放流水の水質検査	採取した場合、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果を記録します。
浸出水調整池の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 異常が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
浸出水処理設備の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録します。 異常が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。

### (2) 記録の閲覧（規則第12条の7の2関係）

1) 維持管理に関する記録は各月毎の結果を翌月の末日までに備え置き廃止するまで閲覧に供する。

（但し、記録の保存期間は最終処分場は施設を廃止するまでの間）

2) 正当な理由なしに閲覧を拒まない。

※閲覧方法は、管理事務所で平常時（月曜日～土曜日）AM8：30～PM5：00まで閲覧を致します。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型・管理型](平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日) 常呂郡端野町安定型・管理型最終処分場

対象期間: 平成 年 月 日 作成 [1ヶ月分を累計した]、平成 年 月 日

1. 埋立てた産廃の種類及び数量(単位)を毎日記入で、1ヶ月分の量を翌月の末日まで集計すること。

種類	実施日	日	日	日	日	日	日	1月分集計量
燃え殻								
汚泥								
炭プラスチック類								
紙くず								
木くず								
繊維くず								
動物性残渣								
ゴムくず								
金属くず								
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず								
鉱さい								
がれき類								
動物の死体								
動物のふん尿								
ばいじん								
処分するために処理したもの								
覆土								

[規則12条の7の3第五号-I]

2. 次の施設を定期的に点検して、その状況を記入すること。

点検項目	排塵等流出防止工	遮水工	浸出水調整池	浸出水処理施設
点検年月日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
異常の有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な処置を講じた年月日	H 年 月 日 ~ 日	H 年 月 日 ~ 日	H 年 月 日 ~ 日	H 年 月 日 ~ 日
とその内容※3(点検は、必要に応じて複数日を入しして下さい。)				

[規則12条の7の3第五号ロ、ハ、ヘ、ト]

※1 処分場の平面図に明示すること。 ※2 別紙2に添付すること。 ※3 異常が認められた場合のみ記入すること。

3. 水質検査(月1回以上測定)の実施状況と措置内容を記載すること。

検査対象	地下水の検査		排水の検査 (循環水・保水)
	(上流)	(下流)	
水の採取場所	別紙の通り※1 H 年 月 日	別紙の通り※1 H 年 月 日	別紙の通り※2 H 年 月 日
水の採取日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
分析結果の受理日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
電気伝導率	mS/cm	mS/cm	
塩化物イオン濃度	mg/l	mg/l	
PH(5.8~8.6)			
検出量(%)※4			
必要な処置を講じた年月日と処置内容			

4. 水質検査(年1回以上測定)の実施状況と措置内容を記載すること。

検査対象	地下水の検査		排水の検査 (循環水・保水)
	(上流)	(下流)	
水の採取場所	別紙の通り※1 H 年 月 日	別紙の通り※1 H 年 月 日	別紙の通り※2 H 年 月 日
水の採取日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
分析結果の受理日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
分析結果	別紙の通り※2	別紙の通り※2	別紙の通り※2
異常の有・無	有・無	有・無	
必要な処置を講じた年月日と処置内容			
※3			

[規則12条の7の3第五号二、ホ]

# 水質検査[安定型・管理型]

## ○ 地下水・排水等検査項目の水質検査

作成日：平成 年 月 日

検査対象	地下水の検査				検査対象				排水(循環水・排水水)の検査			
	採取場所の略称		採取場所の略称		採取場所の略称		採取場所の略称		採取場所の略称		採取場所の略称	
	採水年月日	検査受理年月日	採水年月日	検査受理年月日	採水年月日	検査受理年月日	採水年月日	検査受理年月日	採水年月日	検査受理年月日	採水年月日	検査受理年月日
地下水検査項目					基準値に基づき排水の検査項目				基準値に基づき排水の検査項目			
アルキル水銀	検出されないこと。				水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6(海域以外)			水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下		
総水銀	0.0005mg/l以下				生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l			アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
カドミウム	0.01mg/l以下				浮遊物質(SS)	10mg/l			カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下		
鉛	0.01mg/l以下				ノルマルヘキササン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/l			鉛及びその化合物	0.1mg/l以下		
六価クロム	0.05mg/l以下				ノルマルヘキササン抽出物質含有量(動物脂肪類)	30mg/l			六価クロム及びその化合物	0.5mg/l以下		
砒素	0.01mg/l以下				フェノール類含有量	5mg/l			砒素及びその化合物	0.1mg/l以下		
亜シアン	検出されないこと。				銅含有量	3mg/l			シアン化合物	1mg/l以下		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。				亜鉛含有量	5mg/l			PCB	0.003mg/l以下		
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下				溶解性鉄含有量	10mg/l			有機燐化合物	1mg/l以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				溶解性マンガン含有量	10mg/l			トリクロロエチレン	0.3mg/l以下		
ジクロロメタン	0.02mg/l以下				クロム含有量	2mg/l			テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下		
四塩化炭素	0.002mg/l以下				フッ素含有量	15mg/l			ジクロロメタン	0.2mg/l以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				大腸菌数	3,000個/cm <sup>2</sup>			四塩化炭素	0.02mg/l以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下				窒素含有量(T-N)	30mg/l			1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				銅含有量(T-P)	4mg/l			1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下								シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下								1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下								1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下		
テトラメチルチオラマジスルフィド(チオラマ)	0.006mg/l以下								1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下		
2,4-D-1,6-ビス(3,4,5-トリメチルピリジン)	0.003mg/l以下								チオラマ	0.06mg/l以下		
ベンゼン	0.01mg/l以下								シマジン	0.03mg/l以下		
セレン	0.01mg/l以下								チオベンカルブ	0.2mg/l以下		
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルオキサリル(チオベンカルブ)	0.02mg/l以下								ベンゼン	0.1mg/l以下		
強酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下								セレン及びその化合物	0.1mg/l以下		
ふっ素	0.8mg/l以下								ふっ素及びその化合物	50mg/l以下(海域以外)		
ほう素	1mg/l以下								ほう素及びその化合物	15mg/l以下(海域以外)		
ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下								アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/l以下		
電気伝導率	測定単位								ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下		
塩化物イオン濃度	ms/m											
	mg/l											

1. 池田及び湖沼に排出される場合についてはCOD、それ以外の公共用水域に排出される場合はBODの検査を行う。
2. 窒素含有量及び銅含有量は、環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出水に限って運用する。
3. 「検出されないこと。』とは、環境庁長官が定める方法により検定した場合において、その結果が該当検査方法の定量限界を下回ること。

